

令和元年6月五島市議会定例会議案正誤表

(下線の部分は、訂正部分)

議案 番号	事 件 名	
42	消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
訂 正 後		訂 正 前
<p>12ページ</p> <p>(五島市漁業集落排水施設条例の一部改正)</p> <p>第35条 五島市漁業集落排水施設条例(平成16年五島市条例第195号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2項の表高崎浄化センターの項位置の欄中「五島市三井楽町高崎681番1地先」を「五島市三井楽町高崎684番地4____」に改める。</p>	<p>12ページ</p> <p>(五島市漁業集落排水施設条例の一部改正)</p> <p>第35条 五島市漁業集落排水施設条例(平成16年五島市条例第195号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2項の表高崎浄化センターの項位置の欄中「五島市三井楽町高崎681番1地先」を「五島市三井楽町高崎684番地4<u>地先</u>」に改める。</p>	

令和元年6月五島市議会定例会議案参考資料（条例案等新旧対照表）正誤表

（二重下線の部分は、訂正部分）

議案 番号	事 件 名																																																		
42	消費税及び地方消費税の税率の改定等に伴う関係条例の整備に関する条例																																																		
訂 正 後		訂 正 前																																																	
<p>27・28ページ</p> <p>35 五島市漁業集落排水施設条例（平成16年五島市条例第195号）</p> <table border="1" data-bbox="114 619 1106 927"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="114 619 1106 663">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="114 663 1106 708">（設置、名称及び位置等）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="114 708 1106 753">第2条 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="114 753 1106 798">2 排水施設の名称、地区、位置及び区域は、次のとおりとする。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="165 798 412 842">施設の名称</th> <th data-bbox="412 798 501 842">地区</th> <th data-bbox="501 798 786 842">位置</th> <th data-bbox="786 798 1106 842">区域</th> </tr> <tr> <td data-bbox="165 842 412 927">高崎浄化センター</td> <td data-bbox="412 842 501 927">高崎</td> <td data-bbox="501 842 786 927">五島市三井楽町高崎 <u>684番地4</u></td> <td data-bbox="786 842 1106 927">五島市三井楽町高崎 の全域</td> </tr> </tbody> </table>		改 正 後				（設置、名称及び位置等）				第2条 略				2 排水施設の名称、地区、位置及び区域は、次のとおりとする。				施設の名称	地区	位置	区域	高崎浄化センター	高崎	五島市三井楽町高崎 <u>684番地4</u>	五島市三井楽町高崎 の全域	<p>27・28ページ</p> <p>35 五島市漁業集落排水施設条例（平成16年五島市条例第195号）</p> <table border="1" data-bbox="1155 619 2148 927"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="1155 619 2148 663">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1155 663 2148 708">（設置、名称及び位置等）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1155 708 2148 753">第2条 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1155 753 2148 798">2 排水施設の名称、地区、位置及び区域は、次のとおりとする。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1207 798 1453 842">施設の名称</th> <th data-bbox="1453 798 1543 842">地区</th> <th data-bbox="1543 798 1827 842">位置</th> <th data-bbox="1827 798 2148 842">区域</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1207 842 1453 927">高崎浄化センター</td> <td data-bbox="1453 842 1543 927">高崎</td> <td data-bbox="1543 842 1827 927">五島市三井楽町高崎 <u>684番地4地先</u></td> <td data-bbox="1827 842 2148 927">五島市三井楽町高崎 の全域</td> </tr> </tbody> </table>		改 正 後				（設置、名称及び位置等）				第2条 略				2 排水施設の名称、地区、位置及び区域は、次のとおりとする。				施設の名称	地区	位置	区域	高崎浄化センター	高崎	五島市三井楽町高崎 <u>684番地4地先</u>	五島市三井楽町高崎 の全域
改 正 後																																																			
（設置、名称及び位置等）																																																			
第2条 略																																																			
2 排水施設の名称、地区、位置及び区域は、次のとおりとする。																																																			
施設の名称	地区	位置	区域																																																
高崎浄化センター	高崎	五島市三井楽町高崎 <u>684番地4</u>	五島市三井楽町高崎 の全域																																																
改 正 後																																																			
（設置、名称及び位置等）																																																			
第2条 略																																																			
2 排水施設の名称、地区、位置及び区域は、次のとおりとする。																																																			
施設の名称	地区	位置	区域																																																
高崎浄化センター	高崎	五島市三井楽町高崎 <u>684番地4地先</u>	五島市三井楽町高崎 の全域																																																